

決裁年月日	5.11.17	決裁区分	市長. 副市長. <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長
		保存区分	永. 10. <input type="checkbox"/> 5. <input type="checkbox"/> 3. 1
		フォルダ名	宏進工業株式会社
情報公開	公開・非公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開. 部分公開. 非公開	
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当)	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日	
文書発送	方法	<input type="checkbox"/> 郵便. 持参. 使送	
	表示	<input type="checkbox"/> 普通. 書留. 速達. 親展	
	発送先	茨城県知事	
起案年月日	課名等	起案者職氏名	
令和5・11・17	商工観光課企業支援G	副主幹  福島 優 	
<p>市長 _____ 副市長 _____ 部長  次長 </p> <p>課長  課長補佐  主査・係長 _____ グループ員 _____</p> <p>(合議) 企画課長  防災安全課長  </p> <p>生活環境課長  都市計画課長 _____ 道路公園課長 _____</p> <p>下水道課長   </p> <p>伺</p>			
大規模小売店舗「宏進工業株式会社」の届出に関する意見書について			
大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、令和5年10月30日付けで公告（茨城県告示第1216号）のあった、大規模小売店舗の変更届出に関し、同法第8条第1項の規定により、別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。			
※「宏進工業株式会社」の変更届出については、当該店舗の周辺地域の生活環境保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」という。）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところではありますが、今回の事案については、軽易な事案であるため、調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代えることとします。			

決裁年月日	5.11.17	決裁区分	市長. 副市長. <input type="checkbox"/> 部長 課長
		保存区分	永. 10. <input type="checkbox"/> 5. 3. 1
		フォルダー名	宏進工業株式会社
情報公開	公開・非公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開. 部分公開. 非公開	
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当)	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年	月 日
文書発送	方法	<input type="checkbox"/> 郵便. 持参. 使送	
	表示	<input type="checkbox"/> 普通. 書留. 速達. 親展	
	発送先	茨城県知事	
起案年月日	課名等	起案者職氏名	
令和5・11・17	商工観光課企業支援G	副主幹  福島 優 	
市長	副市長	部長	次長 
課長 	課長補佐 	主査・係長	グループ員 
(合議) 企画課長 	防災安全課長 		
生活環境課長 	都市計画課長 	道路公園課長 	文書取扱主任
下水道課長 			
伺	大規模小売店舗「宏進工業株式会社」の届出に関する意見書について		
大規模小売店舗立地法第6条第3項に基づき準用する同法第5条第3項の規定に基づき、令和5年10月30日付けで公告（茨城県告示第1217号）のあった、大規模小売店舗の変更届出に関し、同法第8条第1項の規定により、別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。			
※「宏進工業株式会社」の変更届出については、当該店舗の周辺地域の生活環境保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」という。）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところではありますが、今回の事案については、軽易な事案であるため、調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代えることとします。			